

性犯罪者「監視」大丈夫か

子どもを卑劣な性犯罪から守りたい。その思いは誰もが同じだ。ただ、大阪府の手法は気がかりな点が多い。

ランドセルを背負った女の子が記者の目の前に現れると、菓子の陳列棚に向かっつきよるきよるし始めた。11月下旬の夕方、大阪・難波の食料品店。女兒は何度も頭を左右に振っている。「何か探してる？ だったら手伝わうか？」

そんな言葉が口をつきそうになった瞬間、あつ、と思っただもしかして、例の条例に引っかかるかも。

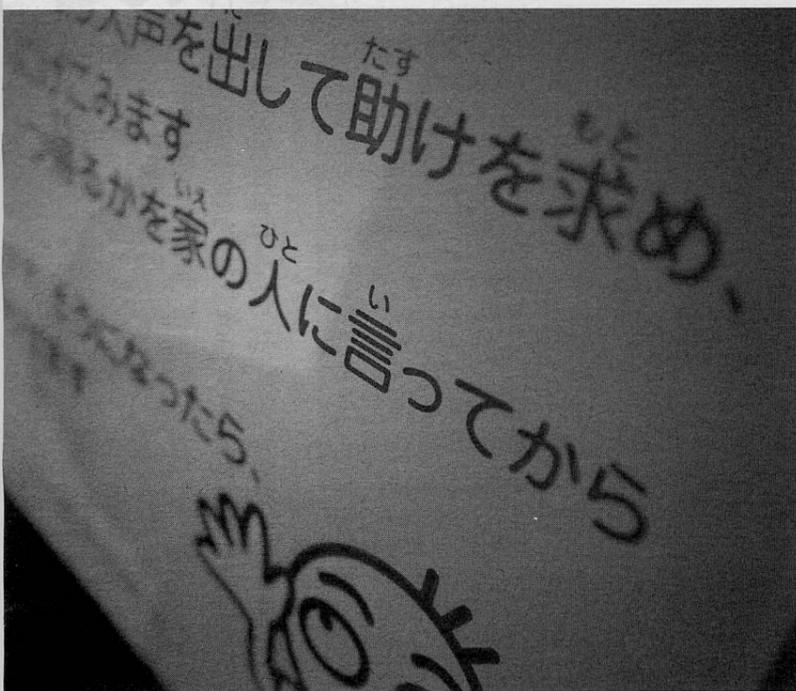
10月1日に施行された「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」。18歳未満に対する強姦や強制わいせつ事件が全国最多の大阪府が、子どもに安全な社会の実現を掲げて制定したものだ。その理念自体は広く支持される一方で、全国初の取り組みを含め、中身には危うさが漂う。

誰が「正当」判断するか

子どもが性犯罪の被害にあう場合「おもちゃをあげる」など、犯人の「声かけ」がからむこと

も多い。そこで同条例は、13歳未満に対して「甘言や虚言を用いて惑わすこと」や「義務のない行為の要求」などを禁止。繰り返し違反した人に対しては、30万円以下の罰金や拘留などの

罰を定めた。また、怪しい声かけに気づいた人には、警察への通報を求めている。一見、真つ当な内容だ。特に幼い子をもつ親などには、歓迎する人も少なくないだろう。問



題は「基準」のあいまいさだ。声かけには、まったく悪意のないものもある。惑わしているのか周囲からは見極めにくい状況も、多々考えられる。同条例は「社会通念上正当な理由があると認められる場合」の声かけは問題ないとするが、誰が「正当」と判定するのだろうか。

「最終的には裁判官ですが、まずは通報で駆けつけた警察官が判断します」

府治安対策課の長澤研一統括補佐は、そう説明する。他方大阪弁護士会は、「どのような行為が処罰されるのが不明確なのは、罪刑法定主義との関係で許されない」と危険視している。同会の情報問題対策委員会副委員長を務める奥村裕和弁護士が言う。「ほかに、大人が萎縮して子どもに声をかけにくくなり、地域コミュニティが崩れ、かえって防犯力が減る恐れもある。基本的に『人を疑え』と求める

とも、府が性犯罪の元受刑者を「特別扱い」する根拠にしている。では、集めた情報はどう利用するのか。

府は、元受刑者の「社会復帰支援」に使うとする。連絡が取れれば、カウンセリングや就職の支援などができると話す。

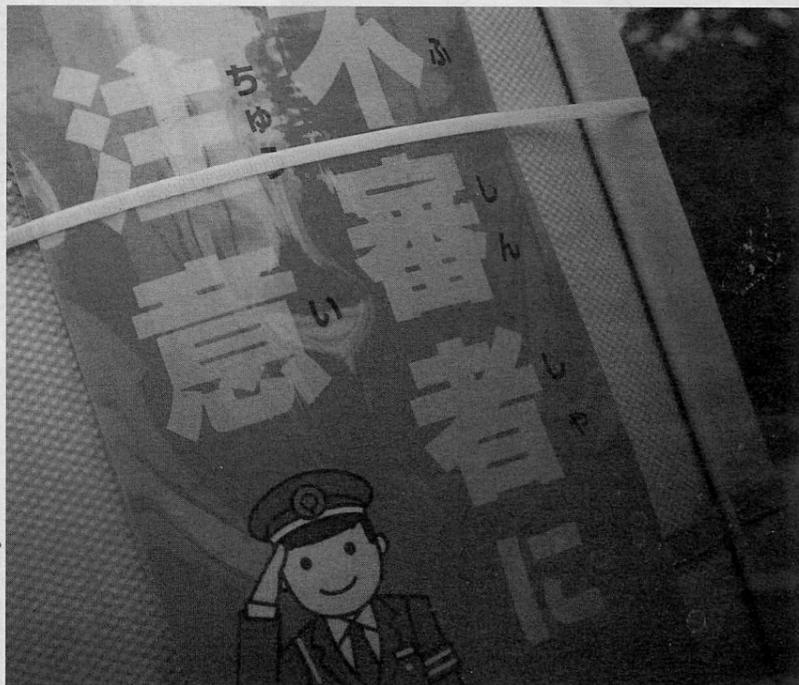
ただ、この「社会復帰支援」は、今回の条例が制定されたいきさつに照らすと、取ってつけた感が否めない。

「子どもや女性が被害者となる性犯罪は、絶対に許せない」

昨年3月の大阪府議会。性犯罪ワーストワンの大阪において、知事はどんな対策を取るのか」と議員に問われ、当時の橋下徹知事はそう述べた。そして、宮城県が検討している性犯罪者のGPSの常時携帯について、「僕は方向性としては非常に評価している。常習性のある者の所在地を把握していく方向性」というのは、基本的に評価している」と述べ、府でも対応を検討していくと表明した。

これが今回の条例の出発点だ。この議会発議の2日後、橋下氏はツイッターで、次のようにつぶやいている。

「子どもに対する性犯罪者の常習性は非常に高い。これを抑えるには予防的な抑止がどうして



も必要になる。常習者の所在地の把握」

条例が施行された10月、橋下氏は、

「僕の問題意識を条例にまとめてくれた大阪府庁の職員はよく頑張った」と賛辞を送っている。

届け出が義務の「支援」

条例そのものにも不自然さがある。罰則をちらつかせ、届け出させることを前提に社会復帰を「支援」するのは、方法とし

て正しいのだろうか。支援の際、「警察本部長に協力を求めることとができる」と定めているのも理解しづらい。

前出の長澤さんは、「(元受刑者が) 行政職員より警察官のほうが話をしやすいと希望したときに、我々の代わりに警察官に訪問してもらうことを想定しています」

と話す、
「警察が協力する『社会復帰支援』とは、結局は対象者の監視を意味するのではないか」という大阪弁護士会の見方のほうがもつとも思える。
さらに、府が実施する社会復帰支援の中身には、関係者からも疑問の声が上がる。

支援員に医師はゼロ

府は希望する元受刑者には、考え方のゆがみを正す「認知行動療法」のカウンセリングを提供する。ただ、精神科医で性障害専門医療センター代表理事の福井裕輝さんによると、性犯罪者にはホルモンの異常や脳機能などの障害を抱えた人も多い。そのため、まず医師が元受刑者の状態を見極め、方針を立てることが欠かせないという。

ところが、府が「社会復帰支援員」に委嘱したのは臨床心理士とソーシャルワーカー2人ずつで、医師はゼロ。

「有効性と財政面の問題から、医療支援は考えていない」と長澤さんは言うが、今回の条例策定で審議会委員を務めた福井さんは、こう指摘する。「本当に性犯罪者の社会復帰を目指すなら、医療の視点も必要

内容であり、社会としてそれではないのかということもあります」この「声かけ規制」に関しては、7年前に奈良県が「子どもを犯罪の被害から守る条例」に盛り込んだ前例がある。同県警によると「萎縮効果」は見られず、各地域で防犯意識が高まったという。大阪府は今回、奈良の条例をもとに、声かけ規制に乗り出した。

一方で、府は今回の条例で、国内のどの自治体も踏み込んでいない領域に歩を進めた。それが、性犯罪で受刑した人に対する届け出の義務化だ。

深刻な影響を考慮

対象は、18歳未満に対する性犯罪で服役し、出所から5年以内大阪府内に居住する人。氏名や住所、生年月日などとともに、罪名と刑期終了日を書き込んだ文書を府に出させる。届け出なかったり、虚偽の内容を届け出たりした人には、5万円以下の過料を科す。

ベースにあるのは、性犯罪を犯した人は再犯の可能性が高いとの認識だ。府が参考にした警察庁の統計によれば、13歳未満への暴力的性犯罪で受刑した人の再犯率は6・6%だ。性犯罪は子どもに深刻な影響が及ぶこ

が結局は抜けてしまい、監視の部分だけが残った印象です」刑を終えた人を監視して自由を制限することは、二重処罰とも取れる。条例に監視の目的は一切ない、と長澤さんは強調するが、韓国や米国などのように、監視が再犯防止に有効と考え、元受刑者の住所や罪名を把握している例もある。今回の条例を審議した府議会では、大阪維新の会などから「社会復帰に重きが置かれ、罰則も手ぬるい」との声が上がった。

また、府は情報は一切公開しないとしますが、流出の恐れはゼロではない。犯罪歴が漏れたとき、元受刑者の社会生活に及ぼす影響は深刻だ。前述の警察庁の統計によれば、子どもへの性犯罪で服役した人の大多数は、再び性犯罪を犯してはいない。社会復帰を果たした元受刑者の生活が情報の流出で壊され、そのことで社会不安が増すことも考えられる。「罪名と刑期終了日の照会に依る」とする法務省の協力も得て、府は最高度に繊細な情報を独自に集め出している。性犯罪を防ぎたい人々の切実な願いを隠れみのに、条例が乱用されることがあつてはならない。